

後期高齢者医療特別会計〔保健福祉部 国保年金課 所管〕

1. 概要

平成 18 年 6 月の健康保険法の改正に伴い、平成 20 年 4 月 1 日から新たな「後期高齢者医療制度」を開始した。

それまで、75 歳（一定の障がいのある方は 65 歳）以上の方は、国民健康保険や健康保険組合などの医療保険制度に加入しながら「老人保健制度」で医療を受けていたが、平成 20 年 4 月からは新たに独立した医療保険制度となる「後期高齢者医療制度」に加入し、医療を受けることになった。

茨城県においては、茨城県後期高齢者医療広域連合が保険者としての役割を担い、広域連合で被保険者の認定や保険料額の決定、医療給付などの制度運営を行い、市は申請や相談などの窓口業務、保険料の徴収などを行う。

2. 歳入の状況

(単位：千円，%)

款	項	26 年度	構成比	25 年度	構成比	増減額	増減率
後期高齢者医療保険料	後期高齢者医療保険料	316,733	80.7	298,160	80.3	18,573	6.2
使用料及び手数料	手数料	20	0.0	20	0.0	0	0.0
繰入金	他会計繰入金	75,207	19.1	72,402	19.5	2,805	3.9
繰越金	繰越金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
諸収入		700	0.2	700	0.2	0	0.0
	延滞金、加算金及び過料	100	0.0	100	0.0	0	0.0
	償還金及び還付加算金	600	0.2	600	0.2	0	0.0
歳入合計		392,661	100.0	371,283	100.0	21,378	5.8

3. 歳出の状況

(単位：千円，%)

款	項	26 年度	構成比	25 年度	構成比	増減額	増減率
総務費		25,014	6.4	24,768	6.7	246	1.0
	総務管理費	21,354	5.5	21,206	5.7	148	0.7
	徴収費	3,660	0.9	3,562	1.0	98	2.8
後期高齢者医療広域連合納付金	後期高齢者医療広域連合納付金	366,046	93.2	344,914	92.9	21,132	6.1
諸支出金		601	0.1	601	0.1	0	0.0
	償還金及び還付加算金	600	0.1	600	0.1	0	0.0
	繰出金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
予備費	予備費	1,000	0.3	1,000	0.3	0	0.0
歳出合計		392,661	100.0	371,283	100.0	21,378	5.8

○一般事務費 (01010101) 3,284 千円 (3,024 千円) 予算書 P290

[その他: 3,284 千円]

*その他積算根拠 (単位: 千円)

[繰入金: 事務費等繰入金 3,284 千円]

(目的及び期待する効果)

後期高齢者医療事業の円滑かつ適正な執行に努め、事業の安定運営を図る。

(内容)

後期高齢者医療事務執行に要する電算システム委託料及び被保険者証などの郵送料等

○後期高齢者医療保険料徴収経費 (01020101) 3,660 千円 (3,562 千円) 予算書 P291

[その他: 3,660 千円]

*その他積算根拠 (単位: 千円)

[繰入金: 事務費等繰入金 3,640 千円]

[手数料: 督促手数料 20 千円]

(目的及び期待する効果)

被保険者への納付書等の送付、収納管理及び徴収等を行うことにより保険料の納付を促し、収納率の向上を図る。

(内容)

納付書及び督促状等の郵便料並びに電算委託料

役務費 (郵便料等) 745,000 円

委託料 (電算処理等) 1,028,000 円

後期高齢者医療保険料徴収推進員にかかる報酬

報酬 1,172,000 円

○後期高齢者医療広域連合納付金 (02010101) 366,046 千円 (344,914 千円) 予算書 P292

[その他: 366,046 千円]

*その他積算根拠 (単位: 千円)

保険料全体×現年度特徴・現年度普徴・過年度分割合×収納率

[保険料: 現年度分特別徴収保険料 315,161 千円×62.88%×100.00%≒198,174 千円]

[保険料: 現年度分普通徴収保険料 315,161 千円×36.81%×98.79%≒114,608 千円]

[保険料: 過年度分普通徴収保険料 315,161 千円×0.31%×97.37%≒951 千円]

[保険料: 滞納繰越分普通徴収保険料 3,000 千円]

[繰入金: 保険基盤安定繰入金 49,213 千円]

[諸収入: 延滞金 100 千円]

(目的及び期待する効果)

後期高齢者医療制度を円滑に運営維持するために必要な費用を納付することにより、被保険者が必要な医療を受けることができるようになり、もって老人福祉の増進を図る。

(内容)

被保険者が納付した保険料等を茨城県後期高齢者医療広域連合に納付する。また、軽減措置等により減額された保険料を補填する。(保険基盤安定納付金)

保険料等負担金 316,831,575 円

保険基盤安定納付金 49,213,722 円